# 〇汚水処理施設の効率的な整備や維持管理推進のための 手法はどうあるべきか

【市町村長アンケートとりまとめ意見を踏まえた議論のたたき台】

# ① 汚水処理施設の統合、広域化、連携

#### ≪市町村長アンケート取りまとめ意見≫

・公共下水道・農業集落排水施設や、し尿処理施設を含む処理施設の統合を進めるなど、 地域の実情に応じた汚水処理施設の広域化施策や各事業連携を行う。

#### ≪各汚水処理事業における共通の現状・取り組み≫

(下水道、農業集落排水施設)

・下水道と農業集落排水施設の接続については、農林水産省、建設省から「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」(平成12年12月1日)を都道府県に通知し、連携を図る場合の留意事項を周知している。

通知「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について(平成 12.12.1 都下公発第 46 号 12-2)」(抜粋)

各地方公共団体においては、「都道府県構想」を踏まえた効率的かつ道正な汚水処理施設の整備を進めていただいているところである。本構想は情勢の変化に応じ、また、市町村の意向等を踏まえ、必要な見直しが行われているところであるが、事業の実施段階で、農業象落排水施設と下水道の接続による連携を図る場合の留意事項を以下のとおり定めたので、事業の実施に当たっては参考にされたい。

なお、貴管内市町村に対しても、この旨周知方お願いする。

E

- 1. 計画の調整について 接続を計画する場合、施設の整備、費用負担、維持管理等について、市町村及び都道府県の関係部局間で事前に十分 な検討・調整を行い、両者の処理区域を相互の計画(下水道については「段階的建設計画」(全体計画)、農業集落排水 については「農業集落排水整備計画」)に位置付けること。
- 2. 接続に伴い必要となる施設等の整備について 各事業計画に定められた処理区域内の施設については、原則としてその事業者が整備することとし、両者の処理区域 間を接続する管渠は流入させる側が整備すること。 また、幹末処理場(処理施設)の費用負担については、汚水量等を勘案の上、関係率局間で協議し決めること。 施設の整備に当たっては、原則として各々の事業に係る基準によるものとするが、接続箇所等の適切な維持管理を図 る上で必要な箇所については、事前に十分な制整の上合理的な構造とすること。
- 3. 維持管理について 維持管理については、効率的かつ適正なものとなるよう調整を図ること。 なお、下水道終末処理場で汚水を処理する場合は、農業集落排水施設に係る処理区域について、原則として供用開始 までに下水道法第4条に基づく認可を取得すること。
- 4. その他 関係者は、関係法令を厳守の上、円滑な施行と適切な維持管理に努めるものとし、上記に定めない事項又は上記によりがたい場合については、適切に調整・解決に当たること。
- ・下水道と農業集落排水施設とを自治体の判断により接続。平成21年度末までに32県 105箇所において、実施中(漁業集落排水施設との接続箇所及び完了箇所も含む)。

# ○下水道と農業集落排水施設等との接続箇所(平成21年度末)

# 【農業集落排水施設との接続箇所】

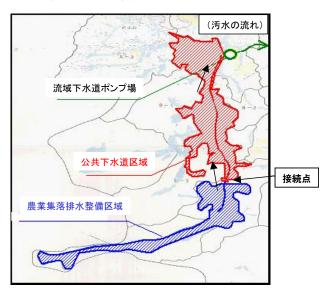
都道府県	市町村名		他事業地区名
青森県			八幡林地区
岩手県	青森市 花巻市	<b>X</b>	桑原地区 湯口中部地区
43 T 715	花巻市	×	立石地区
	花巻市	Ж	東瑞山地区
	花巻市		温本北部・八幅八日市地区
宮城県	野田村 山元町		米田地区 花釜地区
🗠 १९३१६	涌谷町		花勝山地区
秋田県	大仙市		板見内地区
	潟上市 一		大崎地区
福島県	郡山市	<u>×</u>	赤沼地区 高倉地区
栃木県		*	大古屋地区
		×	大古屋地区 富張地区
埼玉県	日高市	×	中沢地区 平山地区
千葉県	<u>千葉市</u> 袖ケ浦市		松川地区
新潟県	新潟市	×	曽野木地区 下田尻地区
	柏崎市		
	新党田市	×	上中山地区 住田地区
		*	福島地区
	十日町市		吉田北部地区
	<b>糸魚川市</b>		今井地区
	妙高市 阿莱亚士		<u>水上地区</u>
	阿賀野市		<b>大室地区</b> 分田地区
	魚沼市		湯之谷地区
	+ 4 17 +		水下地区
富山県	南魚沼市 富山市		城内川北地区 音川地区
西山木	E 11111		大山(大庄・福沢)地区
		ж	観音寺地区 布目地区
		ж	布目地区
	魚津市	×	加積·片貝地区 石垣新地区
		×	松倉地区
	水見市	×	十二町地区
			水見 (加納、稲徳) 地区
			布勢·仏生寺地区 余川地区
	滑川市		北加積地区
	黒部市	Ж	前沢地区
	南砺市	ж	井口地区
	射水市	W	<u>吉江南部地区</u> 野手·浄土寺地区
	入善町		新屋地区
		ж	舟見野地区
石川県福井県	宝 <u>達志水町</u> 姜浜町		米出地区 和田地区
山梨県	市川三郷町		
長野県	佐久市	Ж	
	波田町 長和町	×	ひばりヶ丘地区 上和田地区
岐阜県	坂祝町	75	大針地区
<u>岐阜県</u> 滋賀県	愛荘町	ж	常安寺地区
京都府	<b>急</b> 岡市		金岐地区
兵庫県	加古川市		志方西部地区 磐西地区
	養父市		藏垣地区
	たつの市	×	追分地区
	加東市	×	永福地区
奈良県	中陀市	36	自守地区 南部地区
和歌山県		/K	共和東地区
	みなべ町		本郷地区
鳥取県	岩美町	*	本庄・太田 糸白見中央地区
	若桜町 若桜町	×	<u>米日見中央地区</u> 海原中央
島根県	雲南市	×	一宮地区
	東出雲町	Ж	須田地区
岡山県	<u> </u>	×	秦川 西部
四山州	<b>鏡野町</b> 瀬戸内市	×	<u>ヘゴ 小田宅屋</u> 房海地区
広島県	福山市	×	大野·小座地区
山口県	山口市	200	川四地区
福岡県	古賀市		<u> </u>
<u>佐賀県</u> 長崎県	<u>唐津市</u> 諫早市		田原地区
	諫早市		本野地区
	諫早市		<u>小野島川内・宗方地区</u>
能太陽	小値賀町		浜津地区 三五 - 八幅地区
熊本県	<u>山産市</u> 菊池市	~	三五・八幡地区 富の原西・富の原東
makes at the state	延岡市	<b>X</b>	小峰舞野地区
宮崎県	<u>&gt;== 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1</u>		
<u> 庞児島県</u>	知名町	×	下平川地区
医児島県 沖縄県		<u>*</u>	下平川地区 大岳地区 宮城地区

【漁業集落排水施設との接続箇所】

保道庁队	市町村名		他事業 地区名
有典限	<b>泽湖</b>	*	天政地区
岩手県	山田市	*	田の其地区
			機性地区
秋田県	男庭市		若黄地区
新課業	佐進市	×	琴湖地区
高山県	<b>氷見市</b>	ж	宇波地区
	入學者		芦岭地区
石川県	作品市	Ж	<b>東見地区</b>
烏取県	烏取市		岩戸地区
			夏泊地区
島根県	海士町	Ж	宇受賀地区
	浜田市		古湊(三隅町)
	山口市	Ж	長浜地区
長岭県	市馬島市	×	大江地区
天分県	佐住市	Ж	有明地区
		Ж	夏井地区

農集排接続箇所 32県89箇所漁集排接続箇所 11県16箇所※は供用開始箇所を示す

# ● 接続事例と建設費用比較 (イメージ)

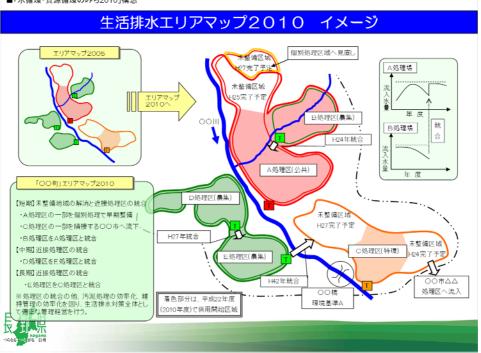


# ≪下水道事業における現状・取り組み≫

# ≪ヒアリング自治体の意見・データ≫

# 〇長野県説明資料より

■「水循環・資源循環のみち2010」構想



# ② 汚泥処理の集約化、共同化

# ≪市町村長アンケート取りまとめ意見≫

・各汚水処理施設から発生する汚泥の集約化・共同化などを柔軟な対応により効率化を進めることを考える。

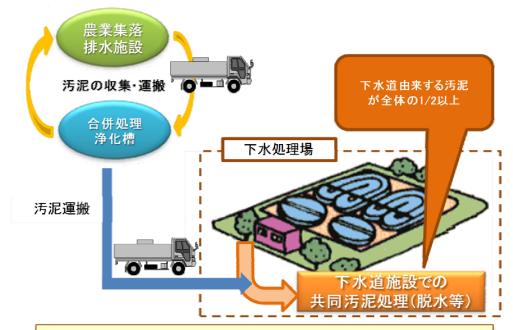
### ≪各汚水処理事業における共通の現状・取り組み≫

(下水道、農業集落排水施設、浄化槽)

・平成7年度より汚水処理施設共同整備事業 (MICS) を実施。

OMICS事業制度の概要

# 汚泥の共同<u>処理(MICS事業によるイメージ)</u>



# MICS事業(汚水処理施設共同整備事業)

処理人口および処理水量の1/2以上を下水道が処理対象としている地域において、共同で利用できる施設を下水道事業で整備する事業。

# OMICS事業実施箇所(27道府県74箇所)

(平成21年度末)

北海道	北見市 ※ 確内市 ※ を ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	迎案町/ 直戸町 ( 洞爺湖町(旧虻田町、旧 洞爺村)、豊浦町、伊達 市(旧大滝村)	その他共同の施設(流量調整槽) 汚泥処理処分施設(流量調整槽、 混合槽、濃縮槽、脱水機) 汚泥処理処分施設(混合槽、消化 槽、脱水機) 汚泥処理処分施設(流量調整槽、	(半) (2 1 年) (表 1 年) (表 2 1 年) (表 2 1 年) (表 2 1 年) (表 3 1 年) (表 4 1 年) (表 3 1 年) (表 4
北海道 道 選案 一洋	室蘭市 ※ 北見市 ※ 北見市 ※ 雅内市 ※ 登別市 ※ 予金町 ※ 美幌町 ※ 美曜町 ※ 新ひだか町 ※ 新ひだが町 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	北見市(旧端野町、旧留 辺蘂町)置戸町 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	防食塗装、遠方監視) 汚泥処理処分施設 (汚泥混合槽) 汚泥処理処分施設 (流量調整槽) その他共同の施設 (流量調整槽) 汚泥処理処分施設 (混合槽、貯留 槽、消化槽、脱水機) その他共同の施設 (流量調整槽) 汚泥処理処分施設 (流量調整槽) 汚泥処理処分施設 (流量調整槽) 汚泥処理処分施設 (流量調整槽、 混合槽、脱水機) 汚泥処理処分施設 (混合槽、消化 槽、脱水機) 汚泥処理処分施設 (流量調整槽、 泥水機)	し尿、浄化槽 し尿、浄化槽 し尿、浄化槽 し尿、浄化槽 し尿、浄化槽
	雅内市 ※ 登別市 ※ 登別市 ※ 予金町 ※ 単別町 ※ 世別町 ※ 新ひだか町 ※ 新ひだか町 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	迎案町/ 直戸町 ( 洞爺湖町(旧虻田町、旧 洞爺村)、豊浦町、伊達 市(旧大滝村)	汚泥処理処分施設 (汚泥混合槽) 汚泥処理処分施設 (流量調整槽) その他共同の施設 (流量調整槽) 汚泥処理処分施設 (混合槽、貯留 槽、消化槽、脱水機) その他共同の施設 (流量調整槽) 汚泥処理処分施設 (流量調整槽) 汚泥処理処分施設 (流量調整槽、 混合槽、農縮槽、脱水機) 汚泥処理処分施設 (混合槽、消化 槽、脱水機) 汚泥処理処分施設 (流量調整槽、 泥の理処分施設 (混合槽、消化 槽、脱水機)	し尿、浄化槽 し尿、浄化槽 し尿、浄化槽 し尿、浄化槽
· 上海道 · 清 · 宣宋 · 一洋 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	登別市 伊達市  今金町 栗山町  美幌町  津別町  ※ 新ひだか町  ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	( 洞爺湖町(旧虻田町、旧 洞爺村)、豊浦町、伊達市(旧大滝村)	その他共同の施設(流量調整槽) 汚泥処理処分施設(混合槽、貯留槽、消化槽、脱水機) その他共同の施設(流量調整槽) 汚泥処理処分施設(流量調整槽、混合槽、濃縮槽、脱水機) 汚泥処理処分施設(混合槽、消化槽、脱水機) 汚泥処理処分施設(混合槽、消化槽、脱水機)	し尿、浄化槽 し尿、浄化槽 し尿、浄化槽 し尿、浄化槽
· 上海道 · 清 · 宣宋 · 一洋 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	登別市 伊達市 ※ 今金町 栗山町 ※ 美幌町 ※ 津別町 ※ 番声町 ※	(洞爺村)、豊浦町、伊達市(旧大滝村)	その他共同の施設(流量調整槽) 汚泥処理処分施設(混合槽、貯留槽、消化槽、脱水機) その他共同の施設(流量調整槽) 汚泥処理処分施設(流量調整槽、混合槽、濃縮槽、脱水機) 汚泥処理処分施設(混合槽、消化槽、脱水機) 汚泥処理処分施設(混合槽、消化槽、脱水機)	し尿、浄化槽 し尿、浄化槽 し尿、浄化槽 し尿、浄化槽
北海道	今金町 栗山町 ※ 美幌町 ※ 津別町 ※ 置戸町 ※ 新ひだか町 ×	(洞爺村)、豊浦町、伊達市(旧大滝村)	槽、消化槽、脱水機)  その他共同の施設(流量調整槽)  汚泥処理処分施設(流量調整槽、混合槽、濃縮槽、脱水機)  汚泥処理処分施設(混合槽、消化槽、脱水機)  汚泥処理処分施設(流量調整槽、	し尿、浄化槽し尿、浄化槽
北海道 美	栗山町 ※ 美幌町 ※ 津別町 ※ 置戸町 ※ 新ひだか町 ×	6 6	污泥処理処分施設(流量調整槽、 混合槽、濃縮槽、脱水機) 污泥処理処分施設(混合槽、消化 槽、脱水機) 汚泥処理処分施設(流量調整槽、	し尿、浄化槽
北海道	美幌町 ※ 津別町 ※ 置戸町 ※ 新ひだか町 ×	6	混合槽、濃縮槽、脱水機) 汚泥処理処分施設(混合槽、消化 槽、脱水機) 汚泥処理処分施設(流量調整槽、	
10 / 10 / 12	津別町 ※ 置 <u>戸町 ※</u> 新ひだか町 ×	(	槽、脱水機) 汚泥処理処分施設(流量調整槽、	し尿、浄化槽
置 第 — 汗	置戸町 ※新ひだか町 ×			
新	新ひだか町 🛪	<u> </u>	脱水機)	し尿、浄化槽
 			共同管理施設 (遠方監視)	農集排
		新冠町	槽、脱硫棟)	し尿、浄化槽
	清水町	•	汚泥処理処分施設(コンポスト ヤード)	農集排
//	別海町		機)	農集排、漁集排
	*	<u> </u>	共同管理施設 (遠方監視) 汚泥処理処分施設 (混合槽)	農集排、漁集排 農集排
		(	共同管理施設 (遠方監視施設)	農集排
	<u>弘前市 ※</u> 六ヶ所村 <u>※</u>	6	遠隔監視装置  共同管理施設	農集排
	× 7 7 7 1 2		移動式汚泥処理施設	農集排
岩手県 宮		(山田町、岩泉町、田野畑 村、川井村	共同汚泥投入施設	浄化槽、し尿
		本吉町		浄化槽、し尿
		(		漁集排
	<u>酒田市</u> 双葉地方広域 ※	(上能听 油汀町 77卷	<u>汚泥処理施設</u>  汚泥運搬施設、共同汚泥処理処分	農集排
	市町村圏組合	、		コミノノ、辰未併、伊心信
	高根沢町 ※		遠方監視施設	農集排、小規模集排
	村上市(旧山 🕺		共同水質検査・管理施設	農集排、漁集排
	胎内市(旧中条 )		污泥処理施設 共同策理施設	農集排
富山県富	富山市 ※		共同管理施設  共同管理施設	農集排農集排
貨	魚津市 ※			農集排、浄化槽
	黒部市 ※		共同汚泥処理処分施設、汚泥運搬施設	
 	南栃市 ※		共同汚泥処理処分施設	農集排、林集排、浄化槽、し尿
Ĺ	入善町 ※		施設	農集排、漁集排、浄化槽
	朝日町	(	共同汚泥処理処分施設 # 日 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	净化槽
_	金沢市 珠洲市 ※	•	共同管理施設    汚泥共同処理	<u>農集排</u> 農業集落排水、、し尿、浄 化槽, 生ゴミ等
	白山市	6	   汚泥焼却施設、汚泥受入施設   共同管理施設	に信・エコミザ 農集排、浄化槽、し尿 農集排
3	宝達志水町 %		遠方監視システム	農集排
	輪島市 ※		共同管理施設	農集排、漁集排
敖	施設組合	《佐久市、東御市、立科町		農集排、コミプラ、浄化槽
	生組合	《佐久市、佐久穂町、小海町、川上村、南牧村	共同方泥処埋処分施設	農集排、コミプラ
		(	共同汚泥脱水乾燥車	農集排
_	飛騨市	高山市	共同污泥処理施設	農集排
	飛騨市 ※ 海津市 ※		共同汚泥脱水車   世間汚泥脱水車	農集排
		( (	共同汚泥脱水車 共同監視施設	農集排農集排
	<del>ア貝巾 2</del> 南伊勢町 3			漁集排
		1	共同污泥処理処分施設	漁集排

(平成21年度末)

					<u>(平成21年度末)</u>
都道府県	事業主体		関係市町村	対象施設	他事業名
	(市町村等)				
福井県	南越前町	Ж		共同管理施設	農集排
	おおい町	Ж		移動式汚泥処理	農集排
京都府	舞鶴市	Ж		共同汚泥処理処分施設	し尿
	豊岡市	×		共同汚泥処理処分施設	農集排、コミプラ、小規模
					排水、漁集排、浄化槽、し
					尿
	篠山市			共同污泥処理処分施設、污泥運搬	農集排、コミプラ、小規模
				施設	排水、浄化槽、し尿
兵庫県	丹波市			共同管理施設	農集排、コミプラ
共准乐	淡路市	Ж		共同管理施設	農集排、コミプラ
	たつの市	Ж		共同管理施設	農集排
	加東市	Ж		共同管理施設	農集排、コミプラ
	神河町	Ж		共同管理施設	農集排、コミプラ
	上郡町	Ж		汚泥処理処分施設	農集排、コミプラ、小規模
					排水
	佐用町	Ж		共同管理施設	農集排、コミプラ
鳥取県	南部町	Ж	大山町、日吉津村	共同污泥処理処分施設	農集排
島根県	美郷町(旧邑智	Ж		移動脱水車	農集排
	<b>聞</b> )				
	邑南町(旧石見	Ж		共同汚泥処理処分施設	農集排
	町)				
	海士町	Ж		共同汚泥処理処分施設	漁集排、浄化槽
岡山県	総社市	Ж		山手浄化センター	農集排
	赤磐市			汚泥処理処分施設	農集排、浄化槽
	真庭市	Ж		移動脱水車	農集排
	和気町	<u> </u>		移動脱水車	農集排
		×	備前市、赤磐市、岡山市		農集排、し尿
	矢掛町			その他(共同施設)	合併浄化槽
広島県				共同汚泥処理施設	農集排、浄化槽、し尿
	吉野川市	Ж		共同水質検査・共同管理施設	農集排
	梼原町	Ж		共同汚泥処理施設	農集排
福岡県	朝倉市	×	旧朝倉町	汚泥処理処分施設、共同管理施設	農集排、小規模
佐賀県	小城市	Ж		水質検査施設、移動脱水車、共同	農集俳
1-30111	•			管理施設	
熊本県	<b></b>	×	天草市	移動式汚泥処理施設、汚泥運搬施	農集排、漁集排
			[	設	
		<u>*</u>		污泥処理処分施設	農集排、浄化槽、し尿
大分県	佐伯市			終末処理場	漁集排
	姫島村			污泥濃縮施設	漁集排
宮崎県	宮崎市	Ж		混合汚泥貯留槽	し尿
		<u>×</u>		共同監視	農集排
	西都市			汚泥処理処分施設(脱水機)	農集排

# ≪下水道事業における現状・取り組み≫

・バイオマス・ニッポン総合戦略に基づいて「下水汚泥処理総合計画策定マニュアル」の 改訂版である「バイオソリッド利活用基本計画策定マニュアル」を作成し、下水汚泥の 広域的処理を推進。

#### • 流域下水汚泥処理事業

都道府県が事業主体となり、広域的な観点から、流域下水道及び周辺の公共下水道か ら発生する下水汚泥を集約処理するとともに、資源化再利用の推進を行う。

#### 〇流域下水汚泥処理事業実施状況 (13箇所) (平成22年度)

都道	地域名	処理 地域			
府県名	地模石	流域下水道	単独公共下水道	関連市町村	
福島県	県中·県南地域	阿武陽川上流流域下水道	白河市公共下水道等	4市 2町 1村	
茨城県	那阿久慈地域	那阿久慈流域下水道	日立市公共下水道等	6市 2町 1組合	
栃木県	とちざ地域	鬼怒川上流等5流域下水道	宇都宮市公共下水道等	12市 12町	
神奈川県	小田原	酒匂川流域下水道	小田原市公共下水道等	3市 7町	
長野県	千曲川地域	千曲川流域下水道	長野市公共下水道等	2市 1町	
長野県	諏訪地域	諏訪湖流域下水道	富士見町公共下水道等	3市 3町 1村	
新潟県	中越地域	信濃川下流流域下水道	長岡市公共下水道等	4市	
滋賀県	琵琶湖高島地域	琵琶湖流域下水道(高島処理区)	高島市(朽木)特璟公共下水道	↑市	
滋賀県	琵琶湖湖西地域	琵琶湖流域下水道(湖西処理区)	大津市公共下水道	1市	
大阪府	寝屋川北部地域	寝屋川北部流域下水道	守口市公共下水道等	9市	
大阪府	南大阪湾岸地域	南大阪湾岸流域下水道	堺市公共下水道等	10市 3町	
兵庫県	兵庫東	武庫川流域下水道	尼崎市公共下水道等	7市	
兵庫県	兵庫西	揖保川流域下水道	姫路市公共下水道等	3市 1町	

流域下水汚泥処理事業のイメージ 脱水ケーキ輸送 焼却・溶融施 數下水道終末処理場 コンポスト化施設 生汚泥パイプ輸送 生汚泥パイプ輸送 緑農地還元 建設資材 埋戻し材

・特定下水道施設共同整備事業(スクラム)

複数の市町村により、広域的に下水道施設の共同化・共通化を図ることで、効率的かつ経済的な下水道施設整備の推進を図る。(例えば、汚泥処理処分施設、移動式汚泥脱水車等)

# 〇特定下水道施設共同整備事業実施状況(14道府県28箇所)(平成22年度)

(平成21年度末)

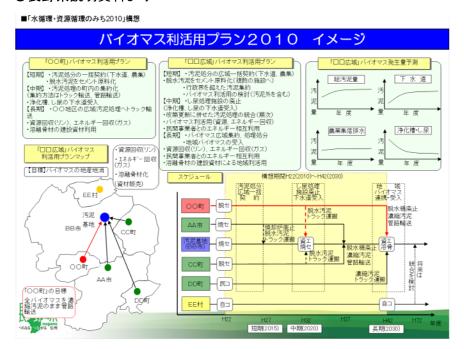
都進府県	事業主体 (市町村等)		•
		関係市町村	対象施設
北海道 北貝	製市 ※	北風市(旧蟾野町、旧曹辺祭町)置戸町	污泥是理想分览整(下水污泥投入施設、污泥圧送施設)
青森県 東北	札町 ※	七戸町	水質試験設備、移動式汚泥脱水車, 汚泥運搬施設, 集中監視施設
岩子県 宮戸	古市 ※	山田町. 岩泉町	共同污泥投入施設
宮城県 加多	典町※	色麻町、大崎市(旧鳴子町)、東松島市	<b>移動設水車</b>
宫板		加美町(旧中新田町、日小野田町、旧宮崎町) 色麻町	移職飲水卓
山砂県 新田	生市 楽	金山町、是上町、身砂町、真霊川町、大麓村、戸沢村	運転整視設備、水質試験設備
石川県 金沙	東市 ※	野々市町、白山市	污泥是理処分施設
七月	見市	中能登町	車載式高効率汚泥乾燥設備、炭化施設
津相	震町 ※	かほく市、津橋町、内麓町	移動脱水車、汚泥條却灰中間貯留場、汚泥焼却センター
長野県 長野	で 後	小川村	移動式污泥処理施設
松本	<b>本市</b> ※	麻織村	移動式污泥処理施設
小篮	機市 ※	<b>経井沢町、御代田町、佐久市</b>	污泥是理、污泥存效利用施設
			移動式污泥処理施設
	•		<b>移動式污泥処理監數</b>
	,		移動式污泥処理施設
	-		移動式污泥処理施設
			移動式污泥免理监数
			污泥処理施設
岐阜県 飛り			共同污泥処理施設
<b>静岡県 袋</b> 井		<b>後井市、森町</b>	清點炉
福井県 大学			<b>汚泥処分监数</b>
			共同污泥処分施設
島取県 島里			接却护
			移動式污泥股水車
佐賀県 小坂			水黄検査施設、移動脱水車、共同管理施設
大分県 日本			移動式污泥処理旅戲
			移職式污泥処理施設、集中整模施設、共同水質検査施設
宮崎県 都場	城市 ※	三股町	水質検査施設、移職式汚泥脱水車、集中監視施設

# ≪ヒアリング自治体の意見・データ≫

#### (斑鳩町)

・し尿処理施設の維持管理や改築更新費用の投資が今後も続くことから、浄化槽汚泥やし 尿を受入れ、汚水処理経費を縮減する方策を検討したい。

#### 〇長野県説明資料より



# ③ 維持管理費用の削減、効率化

# ≪市町村長アンケート取りまとめ意見≫

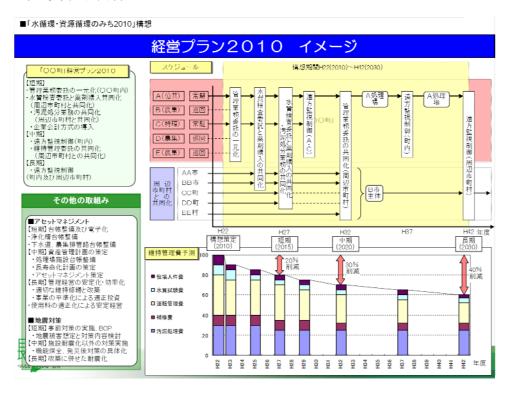
・維持管理費の削減については、下水道での包括民間委託の取り組みや汚水・汚泥処理の 広域化・共同化も考え、一層のコスト縮減を図るなど、効率的な維持管理を進める必要 がある。

# ≪下水道事業における現状・取り組み≫

(第4回委員会資料5-1「健全な経営に関する対応はどうあるべきか」の資料と同様)

### ≪ヒアリング自治体の意見・データ≫

○長野県説明資料より



# ④ 事業連携促進のための制度拡充、諸手続の簡素化

### ≪市町村長アンケート取りまとめ意見≫

・公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の連携事業が促進するように、現行 の事業制度の拡充や新規事業の創設※など、より充実した事業制度の整備を図るととも に、諸手続の簡素化を図る。

#### ※主な具体例

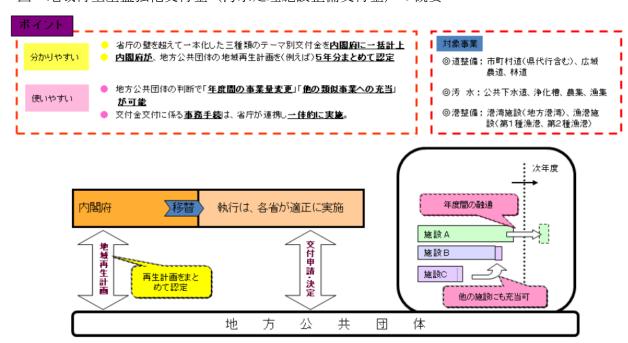
- ・整備費用のみならず、維持管理費用に関する財源制度の拡充
- ・高齢者、独居世帯等を支援する財源制度
- ・MICS 事業制度をより拡充するなど、広域事業制度の手続きスムーズ化

#### ≪各汚水処理事業における共通の現状・取り組み≫

(下水道、農業集落排水施設、浄化槽)

・農林水産省、国土交通省、環境省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うため、事業間での交付金の融通や年度間での事業量の変更が可能な制度として「地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)」が平成17年度から内閣府に創設され、平成22年度は1,034億円の内数が計上されている。

図 地域再生基盤強化交付金 (汚水処理施設整備交付金) の概要



・平成23年度より地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を創設。第一 段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

# ≪下水道事業における現状・取り組み≫

・平成22年度より社会資本整備総合交付金の創設。下水道事業を基幹事業とした効果促進 事業も交付対象事業として支援している。支援の例としては、マンホールトイレシステム や清掃ボランティア活動への支援等がある。

#### ○マンホールトイレシステム

#### ○清掃ボランティア活動への支援





・汚水処理施設共同整備事業 MICS (社会資本整備総合交付金交付要綱 (平成 22.3.26 国官会第 2317 号) より抜粋)

#### 1. 目的

下水道及び他の汚水処理施設において共同で汚水を処理するために下水道施設を利用することが効果的な場合において、国が地方公共団体に対し必要な助成を行うことにより、効率的な汚水処理の促進に資することを目的とする。

#### 2. 交付対象事業

①の要件に該当する地域において、複数の汚水処理施設が共同で利用する②に掲げる施設の整備(②(ア)、(エ)及び(オ)の施設については、用地の取得及び造成を含む。)を行う事業をいう。

#### ① 対象地域の要件

汚水処理施設共同整備事業の対象地域は、当該事業が対象とする処理人口及び処理水量の2分の1以上を下水道事業が対象としている地域に限る。

### ② 対象施設

#### (ア) 共同水質検査施設

下水等の水質検査施設(施設の設置に必要な用地を含む。)。

#### (イ) 移動式汚泥処理施設

汚泥脱水機を搭載した車両等であって複数の汚水処理施設を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理する施設。

#### (ウ) 汚泥運搬施設

下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設から発生する汚泥を運搬する車両等。

#### (工) 共同汚泥処理処分施設

下水汚泥等の処理処分施設及びこれを補完する施設 (施設の設置に必要な用地を含む。)。

#### (才) 共同管理施設

汚水処理施設の遠隔監視等の管理施設で下水道施設内に設置するもの(施設の 設置に必要な用地を含む。)。

(カ) その他共同で施設を利用するために必要な施設。

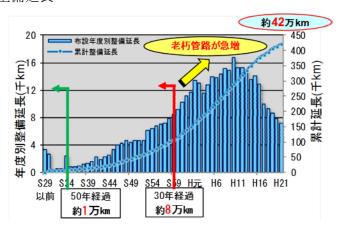
# ⑤ 施設の老朽化対策、長寿命化計画策定の推進

#### ≪市町村長アンケート取りまとめ意見≫

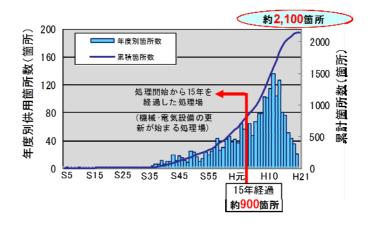
・汚水処理施設整備の推進にあたり、施設の老朽化に伴う長寿命化対策の推進、効率的な維持管理業務を行うことが必要である。そのため、施設の長寿命化計画の策定を推進する。

#### ≪下水道事業における現状・取り組み≫

- ・管路の整備延長(累計)は平成 21 年度末には約 42 万 km であり、供用開始から 30 年以上経過した管路が約 8 万 km、50 年経過した管路が約 1 万 km である。(第 3 回委員会資料 5
- -1「 老朽化対策も含めた計画的な維持管理の実施」の資料再掲)
  - ○管路の年度別整備延長



- ・処理場の供用箇所数(累計)は平成21年度末には約2,100箇所であり、供用開始から15年以上経過した処理場は約900箇所である。
  - ○処理場の年度別共用箇所数(全国)

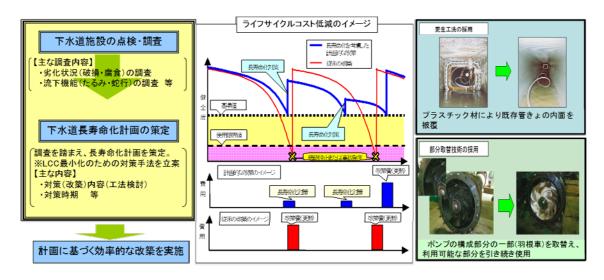


- ・下水管路施設に起因する道路陥没件数は平成 21 年度に約 3,800 件発生している。 ○下水管路施設に起因する道路陥没件数の推移
  - (4,000 (4) (5) (5) (5) (6,000 (4) (5) (6) (7) (8) (8) (9)

・平成 20 年度より長寿命化支援制度の創設、今後はストックマネジメントへ展開を図る。 ○長寿命化支援制度概要

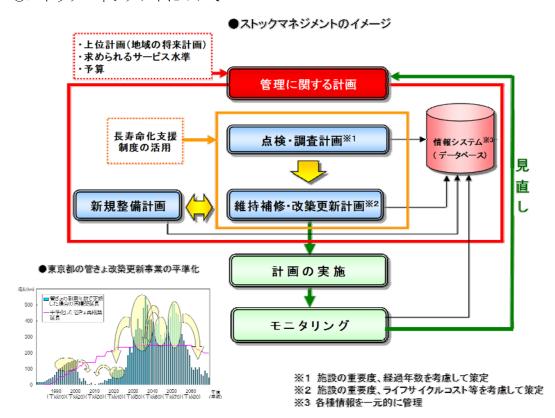
# 下水道長寿命化支援制度

○事故発生や機能停止を未然に防止するため、ライフサイクルコストの最小化の観点を踏まえ、 長寿命化計画の策定やこれに必要な当該計画に位置付けられた計画的な改築を支援。



※ 平成25年度以降、施設の改築に対する補助は「下水道長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限る。

#### ○ストックマネジメントについて



- ・下水道施設の長寿命化計画策定状況は平成22年12月末時点において58計画策定さ れている。
  - ○計画策定数(58計画)

# 下水道施設の長寿命化計画策定状況

		平成22年12月末現在	
	都道府		
	県名	長寿命化計画策定策定数	
1	北海道	(管きょ)登別市、上富良野町(処理場設備等)、置戸	3
2	青森県	(処理場設備等)青森市※(5)	5
3	岩手県		
4	宮城県	(管きょ)仙塩流域、(処理場設備等)仙台市 <sup>※</sup> (4)	5
5	秋田県		
6	山形県		
7	福島県	(管きょ)郡山市	1
8	茨城県		
9	栃木県	(管きょ)宇都宮市※(2)	2
10	群馬県		
11	埼玉県		
12	千葉県		
13	東京都	(処理場設備)区部 <sup>※</sup>	1
14	神奈川県	(処理場設備)川崎市 <sup>※</sup>	1
15	山梨県		
16	長野県	(管きょ)松本市※(2)、中野市	3
17	新潟県		
18	富山県	(管きょ)射水市、(処理場設備)小矢部川流域	2
19	石川県	(処理場設備)中能登町	1
20	岐阜県	(処理場設備)高山市	1
21	静岡県	(処理場設備等)静岡市※	1
22	愛知県		
23	三重県	(管きょ等)名張市、(ポンプ場設備)松阪市	2
24	福井県	(処理場設備)福井市※	1
25	滋賀県		
26	京都府	(管きょ)八幡市、(処理場設備)福知山市、舞鶴市、桂川右岸流域	4
27	大阪府	(管きょ)吹田市	1
28	兵庫県	(管きょ)尼崎市※、明石市※、(処理場設備)たつの市、西脇市	4
29	奈良県		
30	和歌山県	(処理場設備)高野町※	1
31	鳥取県	(管きょ・処理場設備等)鳥取市 <sup>※</sup> (4)、(処理場設備)日吉津村	5
32	島根県		
33	岡山県	(処理場設備等)矢掛町、勝央町、玉野市、高梁市(2)	5
34	広島県	(管きょ)福山市**、広島市**(2)	3
35	山口県		
36	徳島県		
37	香川県		
38	愛媛県	(処理場設備)松山市 <sup>※</sup>	1
39	高知県	(ポンプ設備)高知市※、浦戸湾流域	2
40	福岡県	(処理場設備等)芦屋町	1
41	佐賀県		
42	長崎県		1
43	熊本県		
44	大分県	別府市	1
45	宮崎県		
46	鹿児島県	(管きょ等)日置市	1
47	沖縄		
全国			58

※集模指標(下水道施設の長寿会化計画策定率)に該当する自治体

(管きょ等)はマンホールを含む

<sup>(</sup>特権の定義) 中京19年憲末で副用年教を経過した下水連管をよど管理している自治体のうち、下水連の有する機能を停棄にわたって絶きし、管路施設の老朽化準に起五する連路務設な どの事故を未然に助止するととにつイフサイクルコストの最小付金官るため、長寿命化が国を党定した制合。 (分配・平式19年憲末で副門年教を経過した下水連管をよど管理している地方公共団体数(87自治体) (分配・平式19年美末で副門年教を経過した。下水連管をよど管理している地方公共団体数(87自治体) (分平)長寿命化計画を管定したセガ公共団体数

### ≪ヒアリング自治体の意見・データ≫

(仙台市)

・業務、組織、資産などの経営資源最適化による事業の持続可能性を確保することを目的 に、経営部門に資産管理戦略室を設置し、アセットマネジメントの取り組みに着手した。

# ⑥ 行政部局、事業制度、事務手続きの効率化・一元化

# ≪市町村長アンケート取りまとめ意見≫

・地域の汚水処理整備の普及促進を効率的・一体的に進めるため、国所管部局、事業制度 や各都市での行政部局や事務手続きの一層の効率化や一元化を図ることも肝要である。

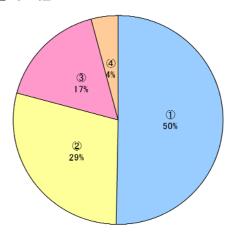
### ≪各汚水処理事業における共通の現状・取り組み≫

(下水道、農業集落排水施設、浄化槽)

市町村アンケートデータ結果

問 I-2 貴地方公共団体における汚水処理の業務執行体制について、以下から選択してください。

- ①汚水処理施設の業務を1つの課で実施
- ②汚水処理施設の業務は、それぞれ別の課で実施
- ③汚水処理施設が三施設あり、そのうち二施設は同じ課で実施
- ④その他



#### ≪下水道事業における現状・取り組み≫

• 国土交通省成長戦略等の実現を目指し、省内横断的な体制の確立、関連する行政の一元 化等を図るため、横断的に局を再編。下水道事業についても、「できるだけダムにたよ らない治水」への政策転換、流域全体の一体的・総合的管理の推進を図るため、水関連 行政の一元化を図る。

# ≪ヒアリング自治体の意見・データ≫

(仙台市)

平成 16 年度より汚水処理事業を下水道部門で所管。

(長野県)

平成16年度に長野県県庁組織で生活排水事業一元化。

※①~⑤は「汚水処理施設整備事業の連携について(設問Ⅲ)」のアンケートとりまとめ結果である。

(設問Ⅲ)汚水処理施設整備事業の連携について

人口減少社会の到来や厳しい財政状況の中にあって、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設に関わる事業の今後の持続的・安定的な経営を図る上での課題あるいは対応策についてのお考えをご記述ください。